

国立公園における自然体験活動促進計画取扱要領

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知
制定 令和4年4月1日 環自国発第2204013号

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第42条の2から第42条の7までの規定による国立公園における協議会の組織及び自然体験活動促進計画の認定等に関しては、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。なお、本要領は、本制度の運用状況や社会経済状況の動向の変化を踏まえ、適宜改正を行うものとする。

目次

第1節 総則	1
第2節 協議会の組織	2
第3節 自然体験活動促進計画の作成	5
第4節 自然体験活動促進計画の認定	8
第5節 認定の取消し	15
第6節 報告徴収	15
第7節 その他	15

第1節 総則

（制度創設の背景と意義）

第1

少子高齢化・人口減少社会の中で、観光は地方創生の切り札とされており、国立公園はその地域の重要な観光資源・地域資源である。今回改正は、訪日外国人旅行客の増加や団体旅行から個人旅行への旅行形態の変化等が進み、単に有名観光地や施設を巡るだけでなく、個人の興味や関心に基づいて自然と関わる旅行や地域の文化や暮らしの体験等も含めた自然の中にゆっくりと滞在する旅行のニーズが高まっていることを踏まえ、国立公園が有する自然資源の特性等を踏まえた質の高い自然体験活動の機会の提供が求められている。

このため、国立公園の魅力を有効に活用した自然体験活動の提供に関する基本的な方針を調整・決定する協議会の設置と、協議会により作成された質の高い自然体験活動の促進を目的とした自然体験活動促進計画を環境大臣が認定する制度が創設されたものである。

（定義）

第 2

- 1 「自然体験活動」は、自然の中で、自然を活用して行われる活動を指し、具体的には、登山やハイキング、サイクリングやカヌー、自然観察、キャンプ等が挙げられ、国立公園の自然環境に根差した歴史や文化を体験する活動についても含まれる。これらの自然体験活動は、事業者が提供するガイドツアー、エコツアー等によって行われる場合や、個人や団体それぞれにおいて公園利用として行われる場合があり、環境教育活動等の一環として行われる場合もある。
- 2 「自然体験活動促進事業」は、国立公園における質の高い自然体験活動の促進に関する事業であり、具体的には、キャンプ、カヌー、ガイドツアー、エコツアー等の自然体験プログラムの開発・提供、登山道の維持管理、カヌー通行のための枝払いなどのフィールド整備、利用ルール・マナーの作成や周知、観光案内所や WEB サイトなどによる国立公園の利用者（以下「公園利用者」という。）への情報提供やプロモーション、自転車や長靴等の機材レンタル、ガイドや案内スタッフ等の人材育成、自然環境や利用状況の調査・モニタリング等の多様な内容が想定される。なお、自然体験活動促進事業としてのハード整備は、登山道の補修やテント・立て看板等の一時的な設営に限定し、案内所や野営場、舟遊場等の公園の利用のための施設（以下「公園施設」という。）の整備については、自然体験活動の促進に当たり必要な施設であっても法第 10 条の規定による国立公園事業の執行として行われるべきものであり、原則として自然体験活動促進事業の対象とはならない。

第 2 節 協議会の組織

（協議会の組織）

第 3

- 1 地域における重要な観光資源・地域資源である国立公園について、どのような自然体験プログラムを提供し、どのように国立公園の魅力を活用していくのかについて地域において検討・調整を行い、自然体験活動促進計画を作成するため、国立公園を区域に含む市町村が、当該国立公園において質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとしている（法第 42 条の 2 第 1 項）。なお、都道府県についても、国立公園において当該都道府県の区域内の市町村と共同し、協議会を組織することができることとしている。
- 2 協議会は、複数の市町村又は都道府県が共同して協議会を組織することも可能であるほか、他法令に基づく既存の協議会や任意の協議会、法第 16 条の 2 第 1 項に規定する利用拠点整備改善計画の検討を目的とした協議会等が必要な構成員等を満たしている場合には、これらの既存の協議会を活用して協議を行うことも可能である。ただし、自然体験活動促進計画の作成に係る主要な協議会事務は、市町村又は都道府県（市町村又は都道府県から委託を受けた者等を含む）が担う必要がある。

- 3 当該国立公園内における自然体験活動促進事業の実施者又は実施予定者は、その国立公園が位置する市町村又は都道府県に対して、協議会を組織するよう要請することができることとしている(法第42条の2第3項において読み替えて準用する法第16条の2第3項)。要請を受けた市町村又は都道府県は、協議会を組織する必要がないと判断した時は、その旨及びその理由を当該要請をした者に通知することが望ましい。

(協議会の構成員)

第4

- 1 協議会は、地域の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すため、市町村のみ協議会を組織する場合には当該市町村、市町村及び都道府県が共同して協議会を組織する場合には当該市町村及び都道府県のほか、当該国立公園内における自然体験活動促進事業の実施者又は実施予定者、自然体験活動促進事業の実施に必要な施設や土地等の権限を有する者、その他必要な者により構成される(法第42条の2第2項)。
- 2 自然体験活動促進事業に、施設の使用や工作物の設置、木竹の伐採といった施設や土地等の管理や処分に係る許諾を必要とする行為を含む場合には、計画を円滑かつ確実に実施するため、協議会構成員に、原則として当該事業の実施に必要な施設、土地又は木竹の権利者又は管理者が含まれる必要がある。なお、協議会構成員には協議の結果の尊重が求められる(法第42条の2第3項において準用する法第16条の2第8項)ものの、施設や土地の所有者等が協議会への参画のみをもって安全管理等の追加的な責任が生じるものではないことや、実際の土地の貸付等に当たっては具体的な貸付条件の調整等が想定されることから、協議の結果に基づき土地の貸付等を行う義務が生じるものではないことに対し、留意が必要である。また、自然体験活動促進事業の実施に必要な物件の権原を当該事業に係る事業者が有していれば、当該事業者が協議会に参画することで、必ずしも施設や土地の所有者等の全員が協議会に含まれている必要はない。
- 3 その他必要な者としては、観光協会やDMO、有識者や自然保護団体、交通事業者や地域住民、関係法令を所管する行政機関等、自然体験活動促進事業の内容に応じて、多様な者が想定される。地域における望ましい自然体験活動の在り方を検討するためには観光やエコツーリズム等に関する有識者の参画が、自然保護上の影響が懸念される場合には自然環境保全等に関する有識者や自然保護団体の参画が、関係法令の許認可等が必要と見込まれる場合にはそれらを所管する行政機関等の参画が、効果的かつ円滑な自然体験活動促進事業の実施のために有効と考えられる。
- 4 環境省は自然体験活動促進計画の認定主体であるため、一律に各協議会の構成員となることは想定していないが、環境省の所管地内や環境省が管理する直轄施設において事業が実施される場合に土地所有者や施設管理者の立場として参画することや、ビジターセンターにおける情報発信等の自然体験活動促進事業の実施が想定される場合

に、自然体験活動促進事業の実施者等との立場で参画することや、主要な協議会事務を担う市町村又は都道府県(市町村又は都道府県から委託を受けた者等を含む)の事務を補助する立場で参画することがあり得るほか、必要に応じてオブザーバー等の立場で参画することも想定される。自然体験活動促進計画は、国立公園の魅力向上に重要な役割を果たすことに鑑み、市町村等の取組を積極的に支援することが求められる。

- 5 自然体験活動促進事業の実施者又は実施予定者、施設や土地の所有者等は、市町村又は都道府県に対し、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができることとしている(法第42条の2第3項において読み替えて準用する法第16条の2第5項)。申出を受けた市町村又は都道府県は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない(法第42条の2第3項において準用する法第16条の2第6項)。正当な理由としては、申出を行った者による事業は自然体験活動促進事業とは認められない場合等が想定される。また、申出を受けた市町村又は都道府県は、申出をした者を協議会の構成員として加える必要がないと判断した時は、その旨及びその理由を当該申出をした者に通知することが望ましい。

(協議会の運営)

第5

- 1 市町村又は都道府県が協議会を組織したときは、インターネットの利用等の方法で、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称並びに協議の対象となる区域の範囲を公表しなければならないものとされている(法第42条の2第3項において読み替えて準用する法第16条の2第4項及び規則第15条の10において読み替えて準用する規則第9条の2)。また、円滑な合意形成や策定した計画の実効性を高めるため、協議経過及び結果を協議会内外の広範な関係者等が把握できるよう、協議会における検討資料や議事録をインターネットの利用等の方法で適時公表することが望ましい。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとしている(法第42条の2第3項において準用する法第16条の2第7項)が、当然本規定によらずとも任意の協力依頼等は可能である。なお、関係行政機関についても、自然体験活動促進事業の実施者又は実施予定者、施設や土地の所有者等及び関係法令の所管官庁等として協議会の構成員となることも想定される。
- 3 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないこととされている(法第42条の2第3項において準用する法第16条の2第8項)。協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定めるものとしているため、協議会の開催方式、回数、合意形成の方法等については、各協議会が定めることとなる。必要に応じて書面により開催する等も可能である。

第3節 自然体験活動促進計画の作成

(自然体験活動促進計画の作成)

第6

- 1 自然体験活動促進計画は、国立公園に関する公園計画（以下「公園計画」という。）に基づき、協議会が作成することとしている（法第42条の4第1項）。
- 2 自然体験活動促進計画は、環境大臣が定めた公園の適正な運営を行うための基本的な指針である公園計画に基づき作成されるものであるため、協議会は、自然体験活動促進計画の作成のために必要な公園計画の変更について、環境大臣に対して具体的な内容を公園計画の素案として提案することができることとしている（法第8条の2第1項）。提案の内容としては、当該計画の認定要件となる、公園計画の質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を想定している。なお、当然本規定によらずとも、任意の提案を行うことは可能である。

(自然体験活動促進計画における特例)

第7

- 1 自然体験活動促進計画について法第42条の4第1項の規定による環境大臣の認定を受けた場合、計画の認定過程において公園の保護への支障等について確認を行った上で、特別地域、特別保護地区又は海域公園地区での行為許可、利用調整地区の立入認定及び普通地域での行為の届出を受ける者である環境大臣による認定が行われたものであることから、法第20条第3項、法第21条第3項及び法第22条第3項の許可、法第23条第3項の認定並びに法第33条第1項の届出を不要とする特例措置（以下「特例措置」という。）が適用されることとしている（法第20条第9項第3号、第21条第8項第3号、第22条第8項第3号、第23条第3項第5号及び第33条第7項第3号）。
- 2 計画の認定による特例措置により許可等を不要とする行為の例としては、自然体験プログラムの実施に伴うテント等の設置、フィールド整備に伴う木竹の損傷やロープの設置、自然解説板の設置、利用者数調査のための登山者カウンターの設置等が挙げられる。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第8

計画の記載事項については法第42条の4第2項各号の規定も踏まえ、次の事項について記載するものとする。

- 1 自然体験活動促進計画の名称
自然体験活動促進計画を策定する国立公園の名称及び対象とする地区名若しくは通称名等を明示する。
- 2 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称

自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称を記載する。

3 計画期間

自然体験活動促進計画の計画期間について記載する。

自然体験活動促進計画の目標や実現可能性等を踏まえておおむね5年程度の期間を基本に設定することが望ましい。

4 自然体験活動促進計画の区域

自然体験活動促進事業を行う区域（以下「計画区域」という。）を記載する。計画区域には国立公園の区域を含むこととする。自然体験活動促進事業の内容に応じて、柔軟な区域設定が可能である。

5 自然体験活動の促進に関する現状と課題

計画区域における自然体験活動の促進に関する現状と課題について記載する。

6 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

質の高い自然体験活動の促進にどのように取り組むかについて、公園計画の質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項の該当箇所を引用し記載した上で、地域の特性や課題に応じた基本的な方針を記載する。

7 自然体験活動促進計画の目標

質の高い自然体験活動の促進に関する目標を記載する。

8 自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

自然体験活動促進事業として実施する事業の内容、実施主体、実施場所及び実施時期について、一覧に記載する。

自然体験活動促進事業は第2の2に示すとおり、自然体験プログラムの開発・提供、フィールド整備、利用ルール・マナーの作成や周知、公園利用者への情報提供、ガイド等の人材育成等の事業であり、計画区域の実状に応じて必要な事業により構成し計画する。

特例措置を受けようとする場合には、必要とする特例措置の内容に応じ、個票に以下の項目を記載する。

特別地域、特別保護地区若しくは海域公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合

- (イ) 事業名
- (ロ) 事業内容の概要
- (ハ) 質の高い自然体験活動の促進に係る役割
- (ニ) 事業実施主体の氏名又は名称
- (ホ) 行為の種類
- (ヘ) 行為の実施場所
- (ト) 行為の施行方法
- (チ) 行為の着手及び完了の予定日

利用調整地区の立入認定を要する行為が含まれる事業の場合

- (イ) 事業名
- (ロ) 事業内容の概要
- (ハ) 質の高い自然体験活動の促進に係る役割
- (ニ) 事業実施主体の氏名又は名称
- (ホ) 立ち入ろうとする者の氏名及び住所
- (ヘ) 立ち入ろうとする者の監督の下に立ち入る者の合計の人数
- (ト) 立ち入ろうとする利用調整地区の名称
- (チ) 立ち入ろうとする期間
- (リ) 立入りの方法

特例措置を要する事業においては、自然体験活動促進計画の作成段階では行為の施行方法や着手及び完了の予定日等の詳細が明確に定まっていなくても想定される。この場合、これらの概要について記載することとするが、概要についても定まっていなかった場合には特例措置の措置に係る記載から除外し、11 その他に記載し、事業内容が具体化した段階で特例措置の措置に係る記載に追加する変更を行い、法第42条の5第1項の規定による自然体験活動促進計画の変更認定を受けることとする。

9 計画区域における適正な利用に係る規範及び啓発に関する事項

公園利用者及び地域の関係者が遵守すべき適正な利用に係る地域のルール・マナーとその周知啓発に係る方法を記載する。質の高い自然体験活動を促進するためには、当該地域の自然資源を適切に保全し、プログラムの質の低下を防ぐための方策が必要となる。そのため、当該地域の自然資源の特性や利用実態等を踏まえ、適正な利用のために公園利用者及び地域の関係者が遵守すべき地域のルール・マナーを定め、自然体験活動促進事業の実施者等が共通認識を持ち、当該事業の実施に際し公園利用者に周知啓発を行うための方法について記載する。

10 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員等の氏名又は名称及び協議会における役割を記載する。協議会における役割には、事務局、自然体験活動推進事業の実施者又は実施予定者、施設や土地の所有者、有識者等の別を記載するほか、その他の関係者であるオブザーバー等について記載する。

11 その他

必要に応じて、今後、自然体験活動促進計画に位置付ける予定の事業の概要、計画区域外の地域における取組や他法令に基づく取組との連携等、参考となるべき事項について記載する。

(自然体験活動促進計画の添付書類)

第9

1 自然体験活動促進計画の認定の申請には、認定を受けようとする自然体験活動促進計画に加え、計画区域を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図を添付する。なお、計画区域を明らかにした地形図には、各々の自然体験活動促進事業の実施範囲についても図示することとする。また、特別地域、特別保護地区若しくは海域公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出に係る特例措置を受けようとする行為が含まれる事業については、以下の書類を添付する。

(イ) 行為の場所を明らかにした縮尺1：2万5000程度の地形図

(ロ) 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺1：5000程度の概況図及び天然色写真

2 環境大臣は、認定に関し必要があると認めるときは、上記以外の必要な書類の提出を求めることができることとされている(規則第15条の11第3項)。第17の認定要件に適合するかどうかの判断について必要な書類を提出させれば足り、必ずしも規則第10条第2項に規定する行為許可の申請等に係る必須添付書類の全てを提出させる必要はない。なお、具体的に想定されるものは以下のとおりである。

特例措置を要する事業に関する書類

- ・ 行為の施行方法を明らかにした縮尺平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- ・ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした図面
- ・ 当該事業を実施する場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質を記載した書類
- ・ 当該事業の実施により得られる自然的、社会経済的な効用を記載した書類
- ・ 当該事業の実施による風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置を記載した書類
- ・ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果を記載した書類

その他

- ・ 協議会の議事概要等、協議会の開催経過に関する書類

第4節 自然体験活動促進計画の認定

(自然体験活動促進計画の申請内容の事前指導)

第10

自然体験活動促進計画の作成に関し相談を受けたときは、法、規則、本要領に照らして適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法(平成5年法律第88号)第32条から第36条までの規定に留意するものとする。

(自然体験活動促進計画の申請)

第 11

協議会が自然体験活動促進計画を作成したときは、協議会の構成員である市町村又は都道府県及び自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、環境大臣（国立公園の場合は都道府県知事）の認定を申請することができることとしている（法第 42 条の 4 第 1 項）。申請書は規則様式第 1 によるものとするが、本要領において備考欄を追記しているため、必要に応じて参考にされたい。なお、協議会の構成員のうち、自然体験活動促進事業を実施しない者（有識者、事業を実施しない土地所有者等）については、共同申請者とはならない。

（自然体験活動促進計画の審査）

第 12

- 1 地方環境事務所（釧路、信越又は沖縄奄美自然環境事務所の管轄区域に係るものにあつては、それぞれ釧路、信越又は沖縄奄美自然環境事務所。以下同じ。）長は、申請者又は届出者から自然体験活動促進計画に関する申請書又は届出書が提出されたときは、当該申請書又は届出書を確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者又は届出者に補正させるものとする。
- 2 当該計画の計画区域が、自然公園法施行令（昭和 32 年政令 298 号。以下「令」という。）附則第 2 項の規定による指定地域内に位置する場合には、当該計画における特例措置を要する事業について、必要に応じて都道府県へ処理方針等について情報共有を図ることとする。
- 3 地方環境事務所長は、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として 1 か月以内に、本要領に定める認定要件に基づき審査を行い、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備又は不足が補正されないときは、認定を受けた自然体験活動促進計画の変更に係る申請の場合は、速やかに行政手続法第 7 条の規定によって、申請を拒否する処分を行うものとし、自然体験活動促進計画の認定に係る申請の場合は、認定の拒否が適当である旨の意見を付して、自然環境局国立公園課長に進達することとする。
- 4 自然環境局国立公園課においては、第 13 により、地方環境事務所長から進達を受けた日から起算して原則として 1 か月以内に、本要領に定める認定要件に基づき審査し、処分するものとする。

（申請書に係る事務処理（決裁又は送付）方法）

第 13

- 1 国立公園管理事務所（国立公園管理官事務所、自然保護官事務所、広島事務所及び福岡事務所を含む。以下同じ。）における申請に関する決裁文書は、申請に係る地域を管

轄する地方環境事務所に送付する。

- 2 地方環境事務所における申請の処理及び進達は、次に掲げるとおり行うものとする。
認定を受けた自然体験活動促進計画の変更に係る申請の場合は、地方環境事務所長が自ら処分する。

自然体験活動促進計画の認定に係る申請の場合は、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。

(拒否の処分に当たっての理由の提示)

第 14

自然体験活動促進計画に関する認定を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第 8 条の規定により、処分の内容を通知する書面にその理由を記載するものとする。

(自然体験活動促進計画書の様式)

第 15

自然体験活動促進計画書は、様式第 2 によるものとする。

(自然体験活動促進計画書等についての審査事項)

第 16

第 15 の自然体験活動促進計画書については、次に掲げる事項について審査するものとする。

公園計画との整合性

区域

自然体験活動促進事業の適否

他法令による処分の状況

土地所有者等の諾否

その他第 17 自然体験活動促進計画の認定要件への適合の判断に必要な事項

(自然体験活動促進計画の認定要件)

第 17

- 1 法第 42 条の 4 第 3 項に規定する国立公園における自然体験活動促進計画の認定要件の細部解釈及び運用方法は以下のとおり。なお、認定要件に適合するかどうかの確認に当たっては、自然体験活動促進計画制度が、地方公共団体や民間事業者等の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すことを目的とした制度である点に留意が必要である。

公園計画に照らして適切なものであること。

自然体験活動促進計画については、公園計画において定められた質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項への適合を確認する必要がある。

当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

自然体験活動促進計画は、質の高い自然体験活動の促進により、国立公園の効果的で満足度の高い利用につながるものである必要がある。このため、自然体験活動促進計画が、当該公園の利用に支障を及ぼすおそれがある場合には、質の高い自然体験活動の促進に寄与するとは認められない。

自然体験活動促進計画の作成段階では、一部の自然体験活動促進事業について、行為の施行方法等の詳細が明確に定まっていない場合も想定される。この場合、条件において遵守事項や必要な情報の追加提出等を付す又は認定時に必要な情報として追加提出を求める等の対応が想定され、当該事業が公園利用に及ぼす影響等を踏まえ、判断することとする。

当該国立公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

国立公園の最大の魅力は豊かな自然環境であり、自然体験活動促進計画は、公園の保護に支障を及ぼさないものである必要がある。

自然体験活動促進事業のうち、特別地域、特別保護地区若しくは海域公園地区での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業については、規則第 11 条、「国立公園管理運営計画作成要領」(令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040113 号自然環境局長通知)に基づき定められた国立公園管理運営計画及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準」(平成 13 年 5 月 28 日付け環自国第 212 号自然環境局長通知)その他の関係通知に準じて、当該国立公園の保護上の支障を及ぼすおそれがないものであることについて確認する必要がある。

なお、保護上の支障の確認に当たっては、規則第 11 条に規定する許可基準等への適合に係る確認を原則とするが、自然体験活動促進計画における当該事業の重要性、妥当性、公益性と公園の保護に及ぼす影響等を比較衡量し判断することとし、当該国立公園のテーマやストーリー、自然景観等に応じた自然体験活動を多様な主体により同一の計画下で共通の方針の下提供されることにより、国立公園における効果的で満足度の高い利用を実現させるものと認められる計画においては、それを構成する各々の事業において実施される行為について、必ずしも上記の基準に適合しない場合であっても認め得るものであることを念頭に判断をすることとする。

自然体験活動促進計画の作成段階では、一部の自然体験活動促進事業について、行為の施行方法等の詳細が明確に定まっていない場合も想定される。この場合、条件において遵守事項や必要な情報の追加提出等を付す又は認定時に必要な情報として追加提出を求める等の対応が想定されるが、当該事業が公園の保護に及ぼす影響等を踏まえ、判断することとする。

また、これまでに計画区域内で実施されたことのない新たな事業内容を含む場合などには、認定要件に適合するかどうかを審査する際に、当該事業による保護上の支

障の程度が判断できない場合も想定される。この場合、行為を実施する期間や頻度を限定し、実施状況をモニタリングしながらその結果を評価する社会実験的、試行的な取組となるよう計画内容を補正させた後に認定したり、認定をする際に、期間の限定とモニタリング調査・報告に係る条件を付すなどによる順応的な対応が必要とされる。

円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

事業に必要な施設や土地の所有者等の承諾が得られる見込みであること、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること等を確認する必要がある。また、これらの前提として、自然体験活動促進事業の実施に必要な施設や土地等の権原を有する者及び関係法令を所管する行政機関等が協議会に参画していることが有効であると考えられるため、協議会の構成員についても留意する必要がある。

- 2 認定自然体験活動促進事業を行う場合であれば、第7の1の特例により利用調整地区に立ち入ることができることとされていることから、利用調整地区への立入りを含む自然体験活動促進事業が計画されている場合については、当該事業が利用調整地区における利用適正化計画の趣旨目的に沿った内容であることや、利用適正化計画検討協議会と十分な調整が図られていることを確認の上、判断することとする。

(認定の条件)

第18

- 1 法第42条の4第5項の規定に基づく条件に違反した場合には、法第42条の6第1項の規定に基づく認定の取消しが適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(令和4年4月1日付け環自国発第22040115号自然環境局長通知)の別表又は本取扱要領の別表に掲げる例文を踏まえ、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。
- 2 他者が実施する自然体験活動促進事業の進捗状況や事業内容、当該国立公園の自然条件や利用状況の変化、追加提出のあった行為の施行方法の内容等に応じて、条件の追加や変更を行うものとする。具体的には、公園の保護を図る観点又は適正な公園利用を確保する観点から、同一の場で他者が実施するプログラムの利用状況等を踏まえ、必要に応じて各プログラムの実施時期の適正化を図るため、プログラムの実施時期等に係る条件を追加・変更することなどが想定される。
- 3 条件の検討に当たっては、自然体験活動促進計画制度が、地方公共団体や自然体験活動促進事業の実施者等の多様な関係者の積極的・主体的な取組を促すことを目的とした制度である点に留意が必要である。

(自然体験活動促進計画の変更に係る申請)

第 19

- 1 法第 42 条の 4 第 1 項の規定による認定を受けた自然体験活動促進計画の変更に係る申請書（以下「変更認定申請書」という。）は、様式第 3 によるものとする。
- 2 具体的には、自然体験活動促進計画の区域、自然体験活動促進事業の内容及び実施主体の変更等が想定される。なお、これらの変更に係る協議会の運営方法等は、各協議会が定めることとなる。
- 3 変更認定申請書には、変更後の自然体験活動促進計画書を添付するとともに、第 9 に示す自然体験活動促進計画の添付書類に掲げる書類のうち変更の内容に係るものを添付することとする。また、環境大臣は、認定に当たり必要があると認めるときは、必要な書類の提出を求めることができる。

（変更認定申請書についての審査事項）

第 20

変更認定申請書については、第 16 の から までに掲げる事項について審査するものとする。

（変更認定申請書の認定要件）

第 21

- 1 自然公園法第 42 条の 5 第 3 項において準用する第 42 条の 4 第 3 項に規定する国立公園における自然体験活動促進計画の変更に係る認定要件の細部解釈及び運用方法は第 17 のとおり。
- 2 自然体験活動促進計画の変更に際しても、必要に応じて条件を付し、及びこれを変更することができる。

（認定の通知等）

第 22

- 1 自然環境局長が自然体験活動促進計画の認定を行ったとき及び地方環境事務所長が自然体験活動促進計画の変更に係る認定を行ったときは、申請者に対し、認定の通知を行うものとする。
- 2 自然環境局長は、1 の定めにより、認定の通知を行ったときは、当該通知の写しを申請に係る地域を管轄する地方環境事務所又は国立公園管理事務所に送付するものとする。また、地方環境事務所長は、1 の定めにより、自然体験活動促進計画の変更に係る認定を行ったときは、当該通知の写しを申請に係る地域を管轄する国立公園管理事務所に送付するものとする。
- 3 地方環境事務所長は、1 の定めにより、令附則第 2 項の規定による指定地域内に係る認定が行われたときは、当該通知の写しを関係する都道府県知事に送付するものとする。

る。ただし、当該都道府県が協議会の構成員となっている場合はこの限りでない。

- 4 自然環境局国立公園課長は、自然体験活動促進計画の認定及び自然体験活動促進計画の変更に係る認定が行われた時は、インターネットの利用等の方法で、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表するものとする（法第 42 条の 4 第 6 項）。

（自然体験活動促進計画の軽微な変更）

第 23

自然体験活動促進計画の変更のうち、規則第 15 条の 14 各号に定める軽微な変更については、変更の認定を要せず、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出るのみでよいこととされている（法第 42 条の 5 第 2 項）。規則第 15 条の 14 を踏まえ、以下に該当する場合には、軽微な変更として取り扱うこととする。

第 8 の 2、3、5、9、11 に係る変更

第 8 の 8 のうち、実施主体の氏名又は名称若しくは住所の変更、実施時期の変更

第 8 の 8 のうち、の（ニ）（チ）に係る変更

第 8 の 8 のうち、の（ニ）（ホ）に係る変更

第 8 の 10 のうち自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の追加及び削除、当該協議会構成員の氏名又は名称の変更、若しくは役割の変更（ただし、事務局の変更を除く）

その他、変更後の計画が法第 42 条の 4 第 3 項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

（自然体験活動促進計画の軽微な変更に係る届出書の様式）

第 24

法第 42 条の 5 第 2 項の規定による認定を受けた自然体験活動促進計画の軽微な変更に係る届出書は、様式第 4 によるものとする。

（自然体験活動促進計画の変更に係る申請又は届出を要しない事項）

第 25

次に掲げる行為については、変更に係る認定の申請又は届出を要しない。

国立公園の区域のうち、特別保護地区又は海域公園地区に含まれない区域内にあっては、規則第 12 条各号に掲げる行為に該当するもの

特別保護地区内にあっては、規則第 13 条各号に掲げる行為に該当するもの

海域公園地区内にあっては、規則第 13 条の 3 各号に掲げる行為に該当するもの

利用調整地区の立入りにあっては、規則第 13 条の 5 各号に掲げる行為に該当するもの

第5節 認定の取消し

(認定の取消し)

第26

認定自然体験活動促進計画は、認定要件（法第42条の4第3項各号）に適合しなくなった場合には認定を取り消すことができる。認定要件への不適合には、法第42条の4第5項の条件が適切に履行されなかった場合も含まれる。

なお、認定の取消しの場合には、自然体験活動促進計画の認定による特例措置の効力は当然失われる。

第6節 報告徴収

(報告徴収及び立入検査)

第27

- 1 地方環境事務所長は、自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる（法第42条の7第1項）。
- 2 地方環境事務所長は、法第42条の7第1項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
- 3 当該職員は、立入検査に際して、法第42条の7第3項に定める身分を示す証明書とともに2の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第7節 その他

(自然体験プログラムの提供における送迎)

第28

自然体験プログラム提供者による自家用自動車を用いた自然体験活動実施場所へのプログラム参加者の送迎について、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の様態について（国自旅第338号平成30年3月30日付け国土交通省自動車局旅客課長通達）の「1.道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の様態についての考え方」に示された考え方に従って実施する場合には、道路運送法に基づく許可又は登録を要しない（「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について（国自旅第239号平成23年3月31日付け国土交通省自動車交通局長通達）の「3.エコツアー等の事業者がそのツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」についても併せて参考にされたい。）。

ただし、当該運送の形態によっては道路運送法違反となる可能性があることから、自然体験活動促進計画の作成に先立ち、管轄運輸支局等に事前相談することが望ましい。

運輸支局等相談窓口：<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001404886.pdf>

別 表

<p>(1) 書類の追加 提出等</p>	<p>ア 事業に係る を行う 日 前までに、(行為の施行方法を明らか にした縮尺1:1000程度の平面 図、立面図、断面図、構造図及び意 匠配色図/行為終了後における植 栽その他修景の方法を明らかにし た縮尺1:1000程度の図面等)を、 に提出すること。</p>	<p>1 特別地域、特別保護地区若し くは海域公園地区での行為許可 又は普通地域での行為の届出を 要する行為が含まれる事業に係 る必要書類が不足している場合 には、必要に応じて付すものと する。 2 には、「 地方環境事務 所長」、「 自然環境事務所 所長」、「 国立公園管理事務所 所長」等を必要に応じ使い分ける。</p>
<p>(2) 行為の施行 方法等の指 示</p>	<p>ア (工作物等の意匠の詳細/行為の 施行方法の詳細等)については、 の指示に従うこと。</p>	<p>1 国立公園の保護上の支障を軽 減するために、行為の施行方法 等の詳細を指示する必要がある 場合に用いる。 2 必要に応じて(1)と組み合わ せて用いる。 3 には、「 地方環境事務 所長」、「 自然環境事務所 所長」、「 国立公園管理事務所 所長」等を必要に応じ使い分ける。</p>
<p>(3) 認定計画に 基づく事業 であること の明示</p>	<p>ア ○○事業に係る○○を行う際に は、認定計画に基づく行為/行為の 実施者/であることを示す の 掲出/着用を行うこと。 は行為着手前までに、 に その詳細に係る資料を提出するこ と。</p>	<p>1 認定計画に基づく行為や行為 者を他者の行為や他者と区別す る必要がある場合に用いる。 2 には、「識別票」や「ラベ ル」、「腕章」や「バッジ」等を記 載する。 3 には、「 地方環境事務 所長」、「 自然環境事務所 所長」、「 国立公園管理事務所 所長」等を必要に応じ使い分ける。</p>